

滋賀植物同好会会則（一部改正）

第1条〔名称と目的〕

本会は滋賀植物同好会【(英語表記 **Shiga Plant Lovers' Society**)】と称し、自然に親しみ、植物を中心とした自然全般について総合科学的な視点からとらえ、植物文化の継承と発展、並びに創造することをもって目的とする。

第2条〔活動内容〕

本会は第1条の目的を達成するために、次のような諸事業を行う。

1. 滋賀県内での定例会（植物観察会、自然探勝会、山野草等の試食会、自然セミナーなど）や県外での植物観察ツアー【会・自然探勝会】の実施。
2. 会独自、または外部依頼の調査・研究。
3. 自然保護や植物文化の啓発のため、他団体との共催による観察会や学習会の実施。
4. 例会案内など会報による各種情報の提供。
5. 会誌「滋賀の植物」の発行（年1回）。
6. その他、目的を達成するのに必要な事業。

第3条〔会員資格〕

本会の趣旨に賛同し、年会費を納入した者をもって会員とする。ただし、1年以上の会費滞納者は会員の資格を失うものとする。

第4条〔会費〕

本会の会費は、年会費2,000円と、当日参加費200円の2種とする。

第5条〔組織〕

(1) 本会に次の役員をおき、会の円滑運営を行う。任期は1年とし、再任を妨げない。

1. 会長 1名 本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長 1名 会長を補佐し、会務を分担処理する。
3. 幹事 若干名 会務を分担処理する。
 - ①庶務 本会の事務局とし、事務全般を司る。
 - ②会計 本会の会計を司る。
 - ③事業 本会事業（例会・調査等）の企画並びに運営にあたる。
 - ④編集 本会の会報・会誌等の編集にあたる。
 - ⑤広報 本会のホームページおよびメーリングリストの運営にあたる。
4. 監査 2名 本会の会計監査を行なう。

(2) 本会の事業遂行の指導を仰ぐため、顧問（特別役員）を置くことができる。顧問は会長が推薦し、総会において決める。

第6条〔運営経費〕

本会の経費は会費、調査等の謝礼金、寄付金、会誌等の売上金、その他の収入をもってこれにあてる。

第7条〔総会〕

本会は毎年1月に【1回】総会を開き、本年の活動計画や役員を選出などについて議決する。

第8条〔幹事会〕

本会は会長の召集により適宜幹事会を開き、会の事務、企画並びに運営、および会計等に関する協議を行なう。幹事会の構成は会長、副会長、幹事および顧問とする。

第9条〔会計年度〕

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第10条〔会則改正〕

本会の会則改正は総会で行い、出席者の過半数の賛成によって成立する。